

熊谷市監査委員公告第3号

令和6年度総務部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和7年3月24日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 新島一英

令和6年度総務部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務 不用品売払収入について、古紙類売買契約及び古紙回収業務において、実績報告書に収受印がないものがあつたので、適正な文書管理を行うべきである。また、見積書が原本でないものがあつたので、適正な事務処理を行うべきである。 【庶務課】</p>	<p>1 収入事務 今後は、実績報告書に収受漏れが無いようにする。また、見積書についても、契約制度を再確認し、適正な事務処理を徹底していく。 【庶務課】</p>
<p>2 支出事務 熊谷市職員駐車場整備補修業務において、監督員の通知を行っていなかったため、熊谷市標準委託契約約款第4条に基づく適正な事務処理を行うべきである。 【職員課】</p>	<p>2 支出事務 今年度を実施する本業務では、監督員を通知した。今後も適正な事務処理を徹底していく。 【職員課】</p>
<p>3 契約事務</p> <p>(1) 本庁舎エレベーター設備保守業務委託について、契約約款に定められた検査結果通知を行ってなかったため、熊谷市標準委託契約約款第13条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【庶務課】</p> <p>(2) 航空写真撮影業務委託について、2回目の入札時の指名業者調書が未開封のままだったため、業務委託の手引きに基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【資産税課】</p>	<p>3 契約事務</p> <p>(1) 今年度に委託している本業務については検査結果を通知した。今後も契約約款に基づき適正な事務処理を徹底していく。 【庶務課】</p> <p>(2) 業務委託の手引き等の契約手続に関するマニュアルを再確認するとともに、チェックリストを作成し適正な事務処理を徹底する。 【資産税課】</p>
<p>4 負担金 指摘事項なし。</p>	

<p>5 補助金 指摘事項なし。</p> <p>6 財産管理 すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第17条及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【庶務課、契約課、納税課】</p> <p>7 その他 補助職員出勤簿について、監督者印の押印がないものがあったので、適正な事務処理を行うべきである。 【庶務課】</p>	<p>6 財産管理 指摘のあった備品について、備品組替兼処分申請を行い備品台帳の登録抹消の処理を行った。今後は熊谷市物品管理規則に基づき、適正な事務処理を徹底していく。 【庶務課、契約課、納税課】</p> <p>7 その他 「会計年度補助職員任用の手引」に基づき、押印漏れ等が無いよう、適正な事務処理を徹底する。 【庶務課】</p>
---	--